

短期入所療養介護

短期入所療養介護の概要・基準

短期入所療養介護の概要

要介護状態となった場合も、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

短期入所療養介護を行うことのできる施設は次のとおり。必要な人員・設備等は、原則、施設毎の満たすべき基準による。

- 介護老人保健施設
- 療養病床を有する病院若しくは診療所
- 診療所（療養病床を有するものを除く。）
- 介護医療院

※診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、以下の要件を満たすこと。

- ・床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
- ・浴室を有すること
- ・機能訓練を行うための場所を有すること

短期入所療養介護の基準

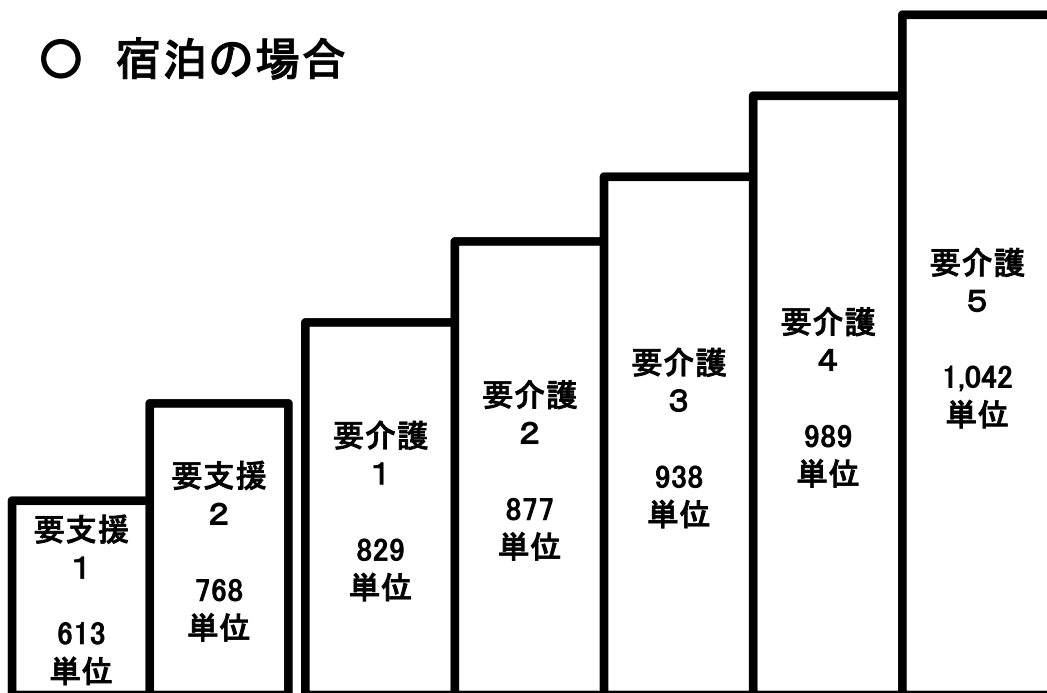
施設基準等

施設類型 基準等	介護老人 保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設		介護療養型医療施設以外			
			病院	診療所	病院		診療所	
					医療 療養病床	一般病床	医療 療養病床	一般病床
みなし指定	あり	あり	あり	あり	あり	—	あり	なし
病室・居室 面積	8.0㎡	8.0㎡	6.4㎡	6.4㎡	6.4㎡	—	6.4㎡	6.4㎡
機能訓練室 面積	1㎡/定員	40㎡	40㎡	十分な広さ	40㎡	—	十分な広さ	十分な広さ
看護・介護 職員	看護・介護 3:1 (うち、看護 2/7標準)	看護 6:1 介護 5:1 (Ⅰ型) 6:1 (Ⅱ型)	看護 6:1 介護 6:1	看護 6:1 介護 6:1	看護 6:1 介護 6:1	—	看護 6:1 介護 6:1	看護・介護 3:1

短期入所療養介護の報酬

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費 (基本型介護老人保健施設の多床室の場合)

○ 宿泊の場合



○ 日帰りの場合(要介護者のみ)



※常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する加算・減算

※ 加算・減算は介護老人保健施設の場合の主なものを記載

緊急の利用者を受け入れた場合
(注：要介護者のみ 開始日から7日間のみ)
(90単位/日)

重度者に対する医学的管理と処置
(120単位/日)

認知症行動・心理症状の方の
緊急的な受け入れ
(200単位/日)
若年性認知症利用者の
受け入れ
(120単位/日)

個別リハビリテーションの
実施
(240単位/日)

夜勤職員の手厚い配置
(注：宿泊のみ)
(24単位/日)

介護福祉士や常勤職員等
を一定割合以上配置
(サービス提供体制強化加算)

介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)3.9% (Ⅱ)2.9% (Ⅲ)1.6%
(Ⅳ)加算Ⅲ×0.9 (Ⅴ)加算Ⅲ×0.8

・介護福祉士 6割以上：18単位
・介護福祉士 5割以上：12単位
・常勤職員等：6単位

介護職員等特定処遇改善加算
(Ⅰ) 2.1% (Ⅱ) 1.7%

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合
(▲3%)

介護予防短期入所療養介護の各加算について①

	単位数 (令和元年度10月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数・件数 (単位:千回(日・件))	算定率 (回数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	5 735	総数	5.9	総数	743
介護予防短期入所療養介護		5 735	100.00%	5.9	100.00%	-	-
介護保健施設 (Ⅰ) 基本型	580～768単位/日	2 223	38.76%	3.1	52.54%	-	-
介護保健施設 (Ⅰ) 在宅強化型	621～816単位/日	1 391	24.25%	1.8	30.51%	-	-
介護保健施設 (Ⅱ) 療養型	584～777単位/日	30	0.52%	0.0	0.00%	-	-
介護保健施設 (Ⅲ) 療養型	584～777単位/日	22	0.38%	0.0	0.00%	-	-
介護保健施設 (Ⅳ) その他型	568～752単位/日	83	1.45%	0.1	1.69%	-	-
介護ユニット型 (Ⅰ) 基本型	623～781単位/日	260	4.53%	0.3	5.08%	-	-
介護ユニット型 (Ⅰ) 在宅強化型	668～826単位/日	192	3.35%	0.2	3.39%	-	-
介護ユニット型 (Ⅱ) 療養型	651～809単位/日	-	-	-	-	-	-
介護ユニット型 (Ⅲ) 療養型	651～809単位/日	-	-	-	-	-	-
介護ユニット型 (Ⅳ) その他型	611～764単位/日	9	0.16%	0.0	0.00%	-	-
病院療養病床	525～757単位/日	63	1.10%	0.1	1.69%	-	-
病院療養病床経過型	534～746単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型病院療養病床	607～792単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型病院療養病床経過型	607～764単位/日	-	-	-	-	-	-
診療所	509～749単位/日	76	1.33%	0.1	1.69%	-	-
ユニット型診療所	591～771単位/日	-	-	-	-	-	-
認知症疾患型	658～1,077単位/日	-	-	-	-	-	-
認知症疾患型経過型	566～806単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型認知症疾患型	834～1,098単位/日	-	-	-	-	-	-
I 型介護医療院 (Ⅰ)	578～794単位/日	4	0.07%	0.0	0.00%	-	-
I 型介護医療院 (Ⅱ)	568～782単位/日	-	-	-	-	-	-
I 型介護医療院 (Ⅲ)	552～766単位/日	-	-	-	-	-	-
II 型介護医療院 (Ⅰ)	551～756単位/日	8	0.14%	0.0	0.00%	-	-
II 型介護医療院 (Ⅱ)	535～740単位/日	-	-	-	-	-	-
II 型介護医療院 (Ⅲ)	524～729単位/日	-	-	-	-	-	-
特別介護医療院 I 型	525～728単位/日	-	-	-	-	-	-
特別介護医療院 II 型	500～695単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型 I 型介護医療院 (Ⅰ)	660～818単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型 I 型介護医療院 (Ⅱ)	650～808単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型 II 型介護医療院	674～821単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型特別介護医療院 I 型	618～767単位/日	-	-	-	-	-	-
ユニット型特別介護医療院 II 型	643～781単位/日	-	-	-	-	-	-

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

介護予防短期入所療養介護の各加算について②

	単位数 (令和元年度10月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数・件数 (単位:千回(日・件))	算定率 (回数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	5 735	総数	5.9	総数	743
介護予防短期入所療養介護		5 735	100.00%	5.9	100.00%	-	-
病院療養病床療養環境減算(病院のみ)	△25単位/日	△ 0	0.00%	0.0	0.00%	-	-
医師配置減算(病院のみ)	△12単位/日	△ 0	0.00%	0.0	0.00%	-	-
診療所設備基準減算(診療所のみ)	△60単位/日	△ 0	0.00%	0.0	0.00%	-	-
食事体制減算(診療所のみ)	△25単位/日	-	-	-	-	-	-
介護医療院療養環境減算(Ⅰ)(介護医療院のみ)	△25単位/日	-	-	-	-	-	-
介護医療院療養環境減算(Ⅱ)(介護医療院のみ)	△25単位/日	△ 0	0.00%	0.0	0.00%	-	-
夜勤職員配置加算(老健のみ)	24単位/日	122	2.13%	5.1	86.44%	622	83.71%
個別リハビリテーション実施加算(老健のみ)	240単位/日	587	10.24%	2.4	40.68%	539	72.54%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
夜間勤務等看護(Ⅰ)(病院・介護医療院のみ)	23単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
夜間勤務等看護(Ⅱ)(病院・介護医療院のみ)	14単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
夜間勤務等看護(Ⅲ)(病院・介護医療院のみ)	14単位/日	1	0.02%	0.1	1.69%	4	0.54%
夜間勤務等看護(Ⅳ)(病院・介護医療院のみ)	7単位/日	0	0.00%	0.0	0.00%	6	0.81%
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(老健のみ)	34単位/日	60	1.05%	1.8	30.51%	235	31.63%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(老健のみ)	46単位/日	69	1.20%	1.5	25.42%	179	24.09%
送迎加算	184単位/回	274	4.78%	1.5	25.42%	559	75.24%
療養体制維持特別加算(Ⅰ)(老健のみ)	27単位/日	1	0.02%	0.1	1.69%	3	0.40%
療養体制維持特別加算(Ⅱ)(老健のみ)	57単位/日	1	0.02%	0.0	0.00%	1	0.13%
療養食加算	8単位/回	12	0.21%	1.5	25.42%	96	12.92%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	0	0.00%	0.0	0.00%	1	0.13%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
緊急時治療管理(老健・介護医療院のみ)	518単位/日	-	-	-	-	-	-
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	70	1.22%	3.9	66.10%	544	73.22%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	6	0.10%	0.5	8.47%	75	10.09%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	3	0.05%	0.5	8.47%	77	10.36%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	1	0.02%	0.2	3.39%	33	4.44%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×39/1000	150	2.62%	0.9	15.25%	571	76.85%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×29/1000	12	0.21%	0.1	1.69%	70	9.42%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×16/1000(=A)	5	0.09%	0.1	1.69%	52	7.00%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+(A)×90/100	1	0.02%	0.0	0.00%	5	0.67%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+(A)×80/100	1	0.02%	0.0	0.00%	8	1.08%

(注1)「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2)「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

短期入所療養介護の各加算について①

	単位数 (令和元年度10月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数・件数 (単位:千回(日・件))	算定率 (回数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	452 753	総数	370.5		3757
短期入所療養介護		452 753	100.00%	370.5	100.00%	-	-
介護保健施設	(Ⅰ) 基本型	755～1,042単位/日	155 704	34.39%	169.8	45.83%	-
	(Ⅰ) 在宅強化型	797～1,124単位/日	146 194	32.29%	146.6	39.57%	-
	(Ⅱ) 療養型	781～1,204単位/日	2 137	0.47%	2.1	0.57%	-
	(Ⅲ) 療養型	781～1,177単位/日	252	0.06%	0.2	0.05%	-
	(Ⅳ) その他型	741～1,022単位/日	4 620	1.02%	5.3	1.43%	-
介護ユニット型	(Ⅰ) 基本型	835～1,046単位/日	14 264	3.15%	15.2	4.10%	-
	(Ⅰ) 在宅強化型	880～1,128単位/日	11 747	2.59%	11.6	3.13%	-
	(Ⅱ) 療養型	943～1,288単位/日	163	0.04%	0.1	0.03%	-
	(Ⅲ) 療養型	943～1,261単位/日	-	-	-	-	-
	(Ⅳ) その他型	818～1,026単位/日	332	0.07%	0.4	0.11%	-
特定介護老人保健施設		656～1,261単位/日	58	0.01%	0.1	0.03%	-
病院療養病床		616～1,361単位/日	6 460	1.43%	5.7	1.54%	-
病院療養病床経過型		702～1,229単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型病院療養病床		820～1,378単位/日	1	0.00%	0.0	0.00%	-
ユニット型病院療養病床経過型		820～1,230単位/日	-	-	-	-	-
特定病院療養病床		656～1,261単位/日	1	0.00%	0.0	0.00%	-
診療所		598～1,015単位/日	10 805	2.39%	12.7	3.43%	-
ユニット型診療所		800～1,031単位/日	-	-	-	-	-
特定診療所		656～1,261単位/日	-	-	-	-	-
認知症疾患型		862～1,382単位/日	-	-	-	-	-
認知症疾患型経過型		769～1,131単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型認知症疾患型		1,091～1,403単位/日	-	-	-	-	-
特定認知症対応型		656～1,260単位/日	-	-	-	-	-
I型介護医療院(Ⅰ)		746～1,386単位/日	217	0.05%	0.2	0.05%	-
I型介護医療院(Ⅱ)		736～1,366単位/日	91	0.02%	0.1	0.03%	-
I型介護医療院(Ⅲ)		720～1,350単位/日	-	-	-	-	-
II型介護医療院(Ⅰ)		701～1,275単位/日	505	0.11%	0.5	0.13%	-
II型介護医療院(Ⅱ)		685～1,259単位/日	-	-	-	-	-
II型介護医療院(Ⅲ)		674～1,248単位/日	-	-	-	-	-
特別介護医療院Ⅰ型		687～1,285単位/日	28	0.01%	0.0	0.00%	-
特別介護医療院Ⅱ型		642～1,188単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型Ⅰ型介護医療院(Ⅰ)		873～1,403単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型Ⅰ型介護医療院(Ⅱ)		863～1,385単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型Ⅱ型介護医療院		872～1,364単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型特別介護医療院Ⅰ型		823～1,318単位/日	-	-	-	-	-
ユニット型特別介護医療院Ⅱ型		831～1,298単位/日	-	-	-	-	-
特定介護医療院		656～1,261単位/日	-	-	-	-	-

(注1)「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2)「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

短期入所療養介護の各加算について②

	単位数 (令和元年度10月改定後)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	回数・日数・件数 (単位:千回(日・件))	算定率 (回数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数		総数		総数	
短期入所療養介護		452 753	100.00%	370.5	370.5	370.5	100.00%
病院療養病床療養環境減算(病院のみ)	△25単位/日	△ 27	-0.01%	1.1	0.30%	-	-
医師配置減算(病院のみ)	△12単位/日	△ 3	0.00%	0.2	0.05%	-	-
診療所設備基準減算(診療所のみ)	△60単位/日	△ 66	-0.01%	1.1	0.30%	-	-
食事体制減算(診療所のみ)	△25単位/日	△ 1	0.00%	0.0	0.00%	-	-
介護医療院療養環境減算(Ⅰ)(介護医療院のみ)	△25単位/日	△ 7	0.00%	0.3	0.08%	-	-
介護医療院療養環境減算(Ⅱ)(介護医療院のみ)	△25単位/日	△ 9	0.00%	0.4	0.11%	-	-
夜勤職員配置加算(老健のみ)	24単位/日	7 645	1.69%	318.5	85.96%	3060	81.45%
個別リハビリテーション実施加算(老健のみ)	240単位/日	40 097	8.86%	167.1	45.10%	3182	84.70%
認知症ケア加算(老健のみ)	76単位/日	1 941	0.43%	25.5	6.88%	622	16.56%
夜間勤務等看護(Ⅰ)(病院・介護医療院のみ)	23単位/日	7	0.00%	0.3	0.08%	4	0.11%
夜間勤務等看護(Ⅱ)(病院・介護医療院のみ)	14単位/日	2	0.00%	0.1	0.03%	3	0.08%
夜間勤務等看護(Ⅲ)(病院・介護医療院のみ)	14単位/日	16	0.00%	1.2	0.32%	27	0.72%
夜間勤務等看護(Ⅳ)(病院・介護医療院のみ)	7単位/日	23	0.01%	3.2	0.86%	71	1.89%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	8	0.00%	0.0	0.00%	4	0.11%
緊急短期入所受入加算	90単位/日	377	0.08%	4.2	1.13%	482	12.83%
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	14	0.00%	0.1	0.03%	15	0.40%
重度療養管理加算(老健のみ)	120単位/日	1 420	0.31%	11.9	3.21%	818	21.77%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(老健のみ)*	34単位/日	3 749	0.83%	110.3	29.77%	1146	30.50%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(老健のみ)	46単位/日	5 362	1.18%	116.6	31.47%	655	17.43%
送迎加算	184単位/回	16 715	3.69%	90.8	24.51%	3467	92.28%
療養体制維持特別加算(Ⅰ)(老健のみ)	27単位/日	41	0.01%	1.5	0.40%	26	0.69%
療養体制維持特別加算(Ⅱ)(老健のみ)	57単位/日	62	0.01%	1.1	0.30%	14	0.37%
療養食加算	8単位/回	1 329	0.29%	166.0	44.80%	2032	54.09%
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	10	0.00%	3.2	0.86%	70	1.86%
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	4	0.00%	0.9	0.24%	22	0.59%
緊急時治療管理(老健・介護医療院のみ)	518単位/日	22	0.00%	0.0	0.00%	-	-
重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)(介護医療院のみ)	40～140単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)(介護医療院のみ)	100～200単位/日	-	-	-	-	0	0.00%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	4 976	1.10%	276.4	74.60%	2589	68.91%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	367	0.08%	30.6	8.26%	394	10.49%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	178	0.04%	29.7	8.02%	413	10.99%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	111	0.02%	18.6	5.02%	237	6.31%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×39/1000	13 353	2.95%	38.1	10.28%	2831	75.35%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×29/1000	1 030	0.23%	4.1	1.11%	385	10.25%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×16/1000(=A)	371	0.08%	2.7	0.73%	255	6.79%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+(A)×90/100	28	0.01%	0.2	0.05%	29	0.77%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+(A)×80/100	29	0.01%	0.3	0.08%	31	0.83%

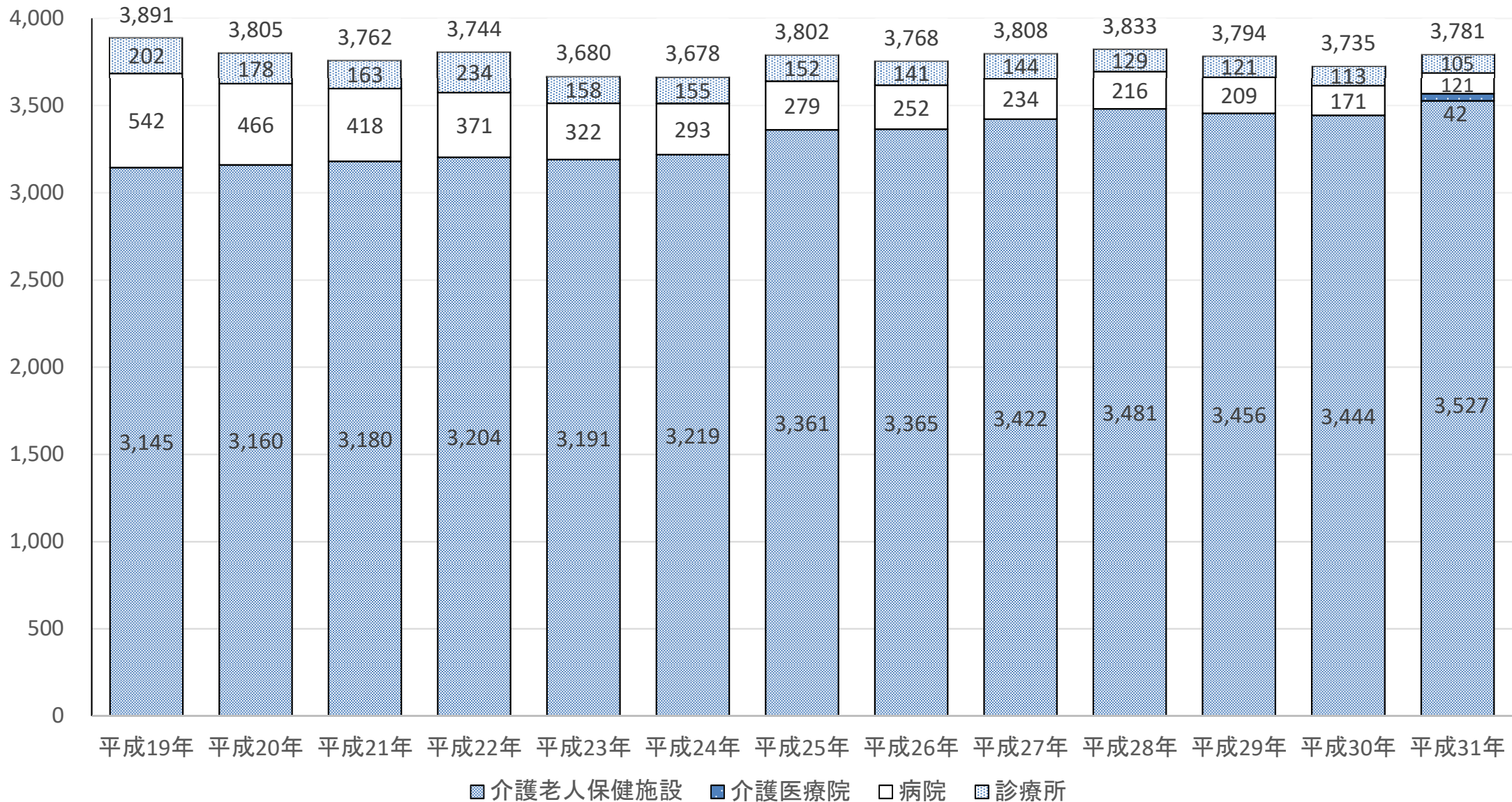
(注1)「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2)「算定率(回数ベース)」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。

(注3)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

短期入所療養介護の請求事業所数

○ 平成31年の請求事業所数は3,781事業所であり、介護老人保健施設は年々増加傾向、病院及び診療所は減少傾向である。



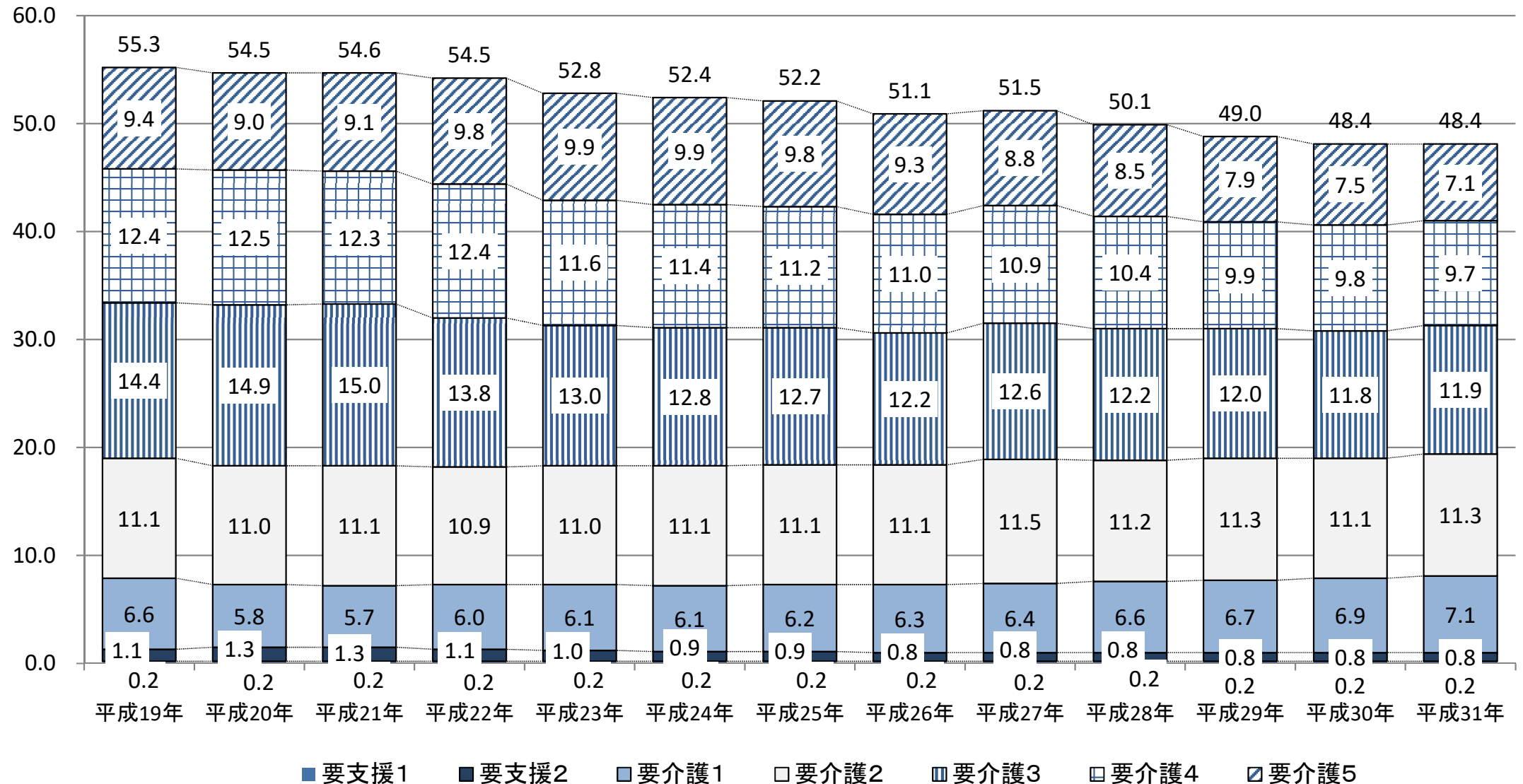
※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

出典：厚生労働省「介護給付費実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

短期入所療養介護の受給者数

○ 平成31年の受給者数は約48,400人で、年々減少傾向である。

(千人)



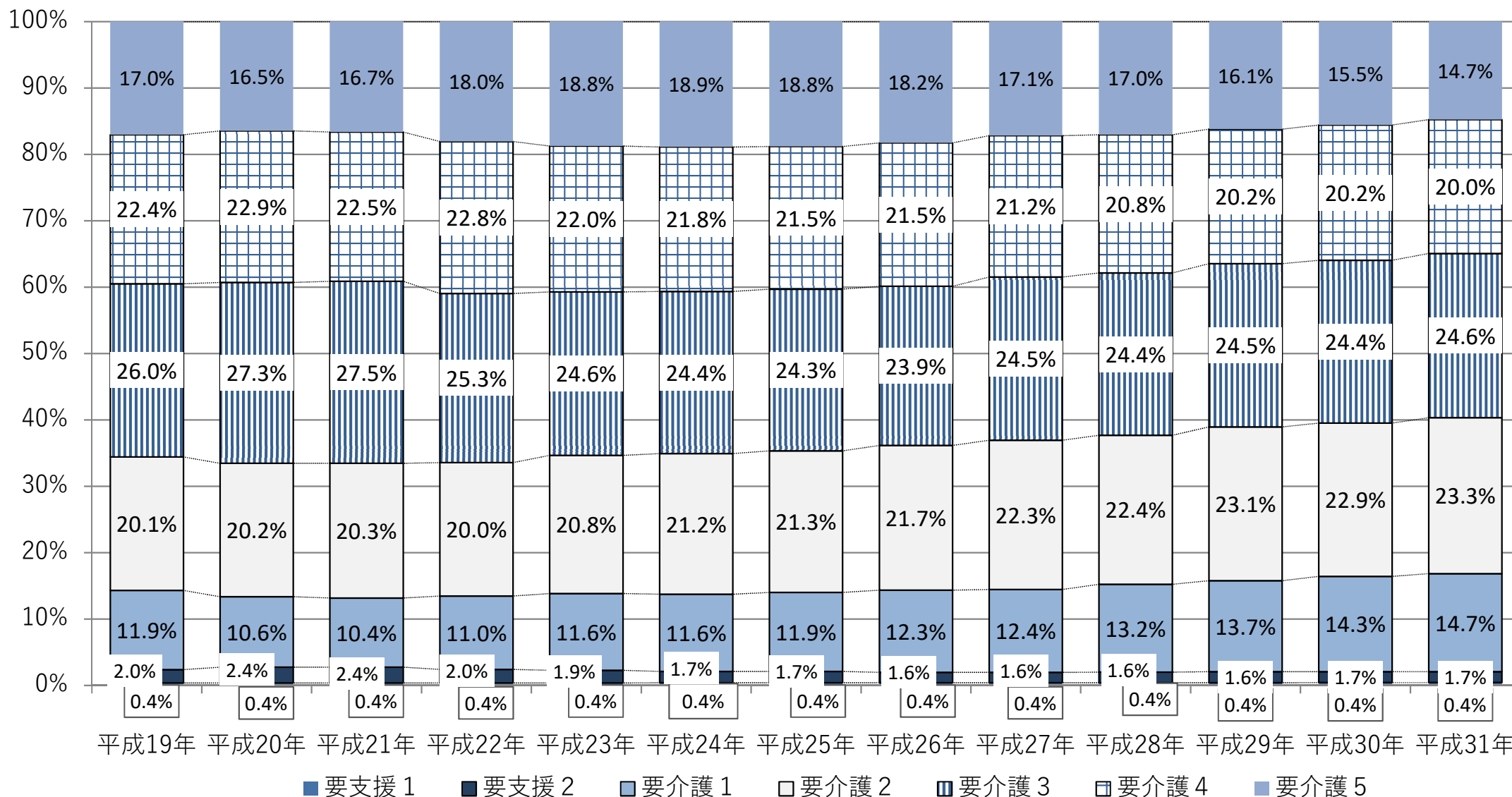
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典: 厚生労働省「介護給付費実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

短期入所療養介護の要介護度別受給者割合

○ 受給者割合は、要介護度4・5が近年減少傾向、要介護1・2が増加傾向である。

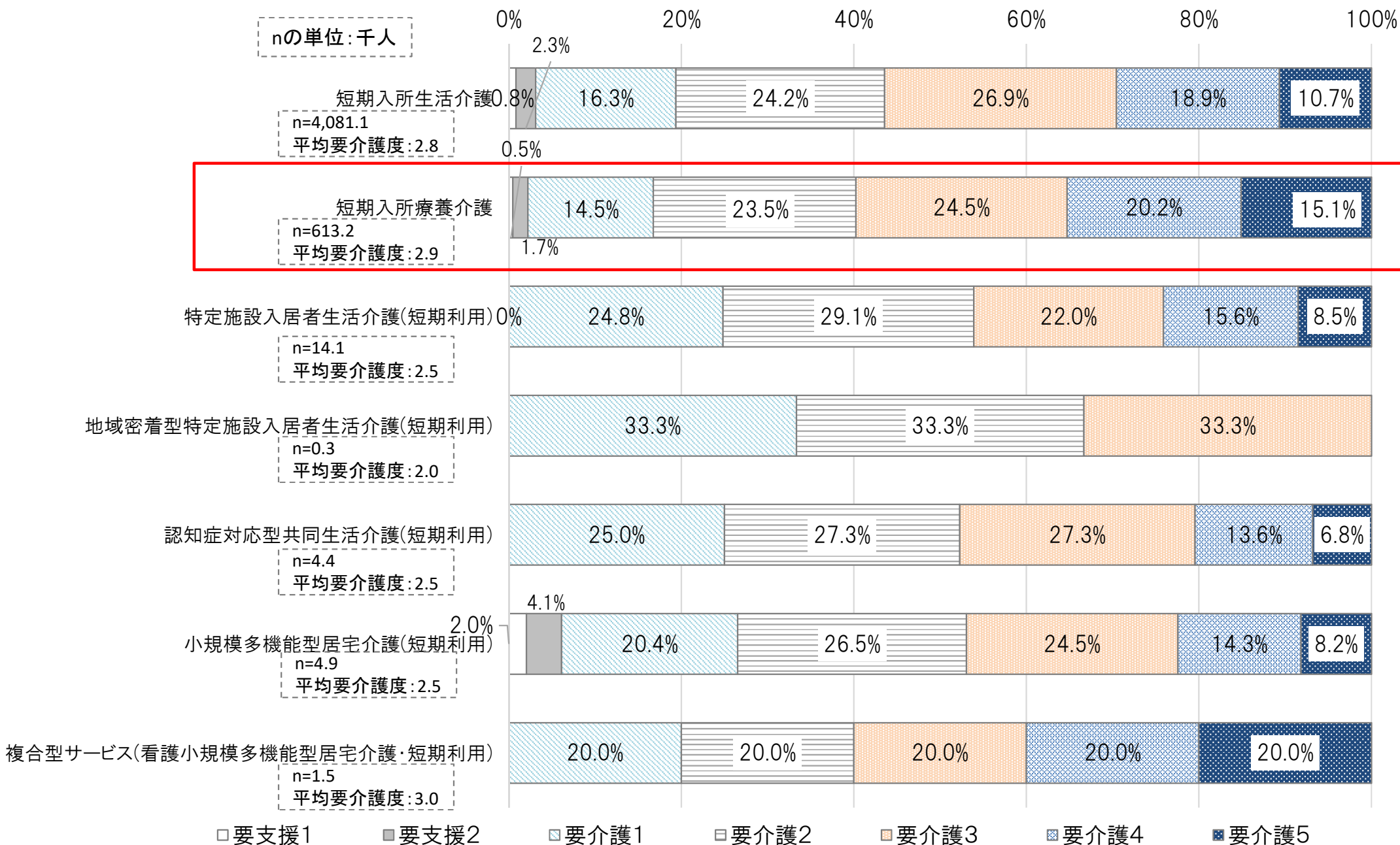


※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

短期滞在系サービスの要介護度割合

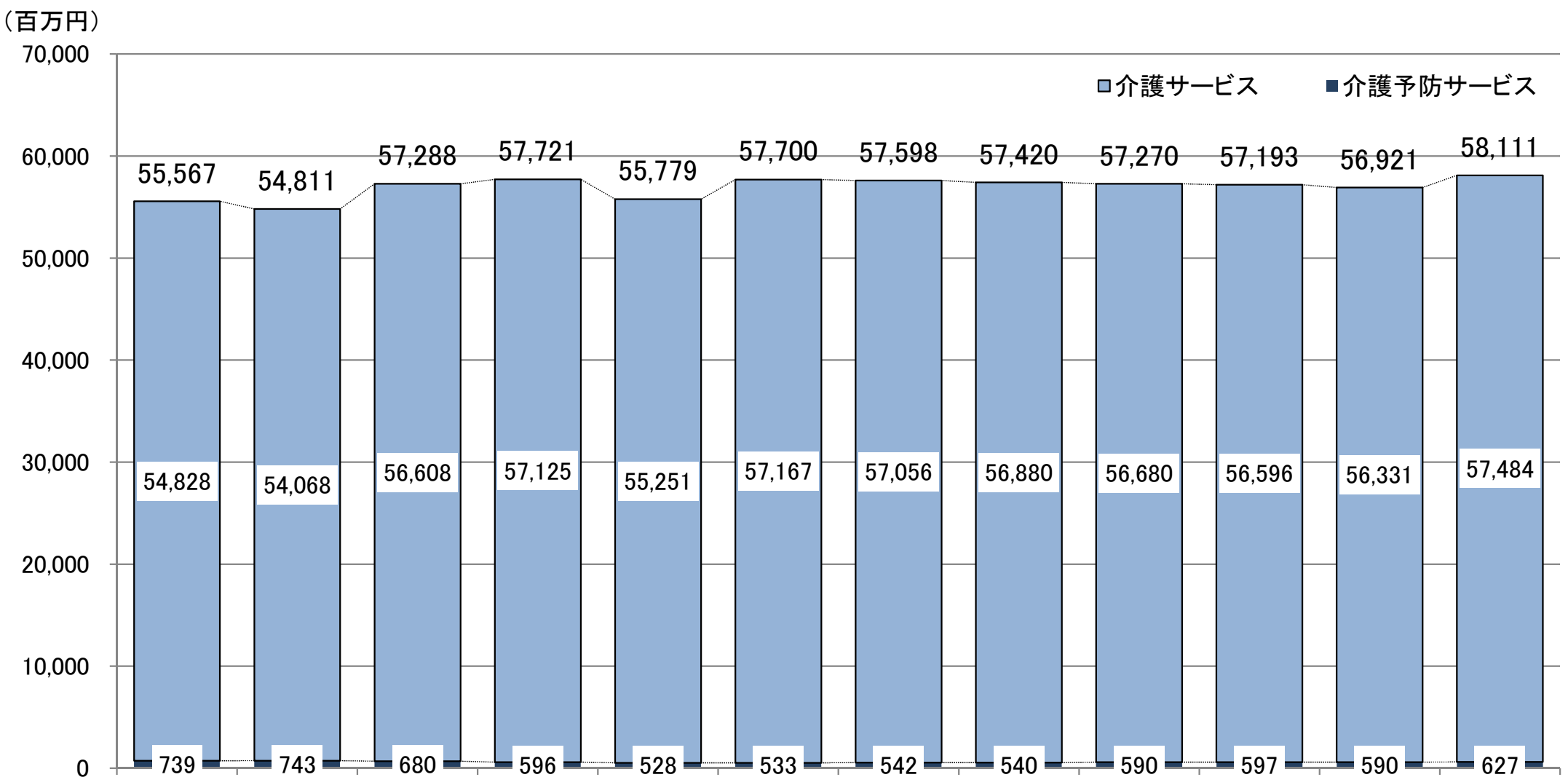


(注) 平均要介護度の算出にあたり、要支援1・2は0.375として計算している。

【出典】平成30年度介護給付費等実態統計報告(平成30年5月審査分～平成31年4月審査分)

短期入所療養介護の費用額

○ 費用額は平成24年度から微減傾向であったが、平成30年度は増加し約581億円であった。



平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度

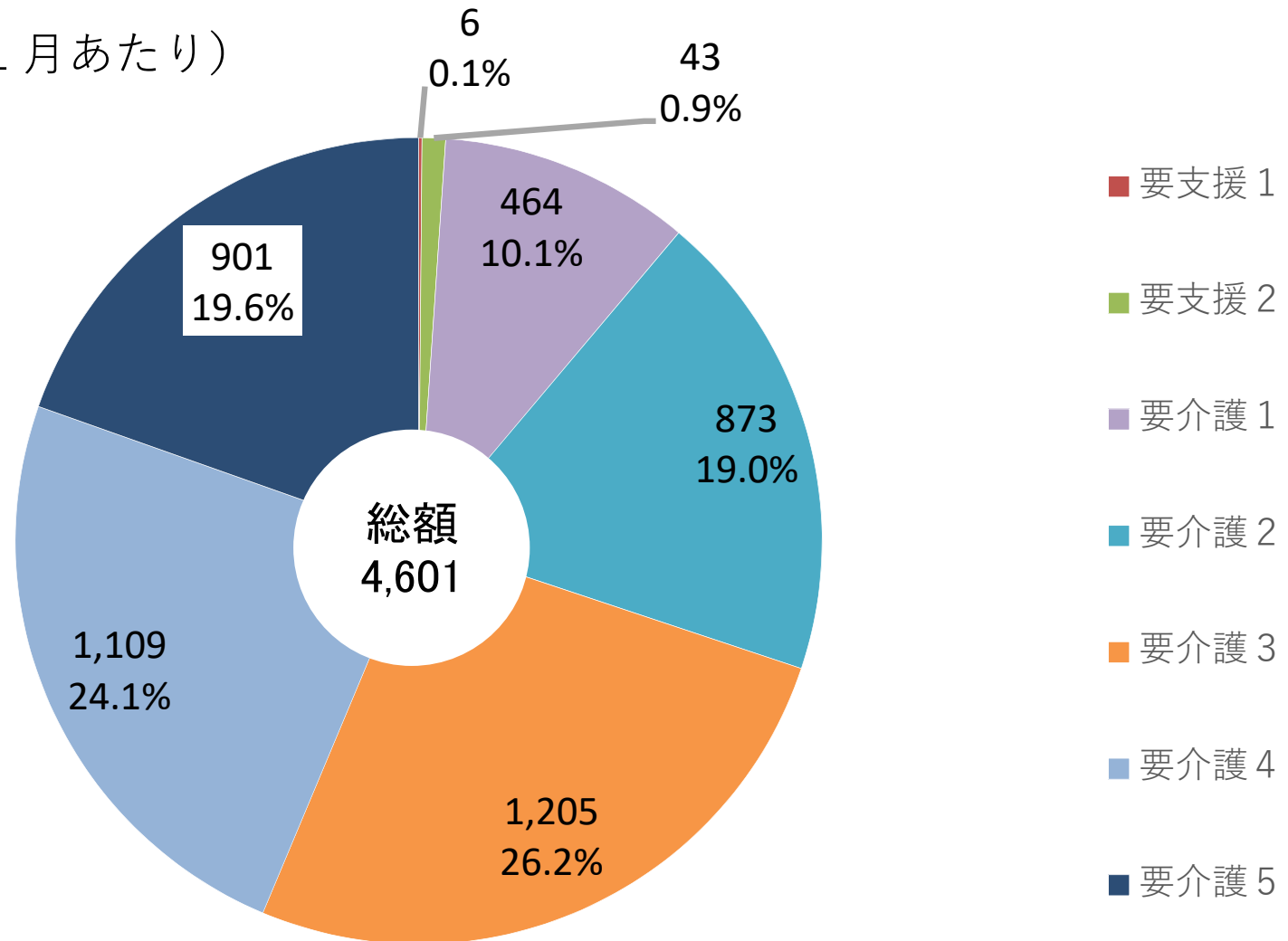
※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。

※補足給付は含まない。

短期入所療養介護の要介護度別費用額

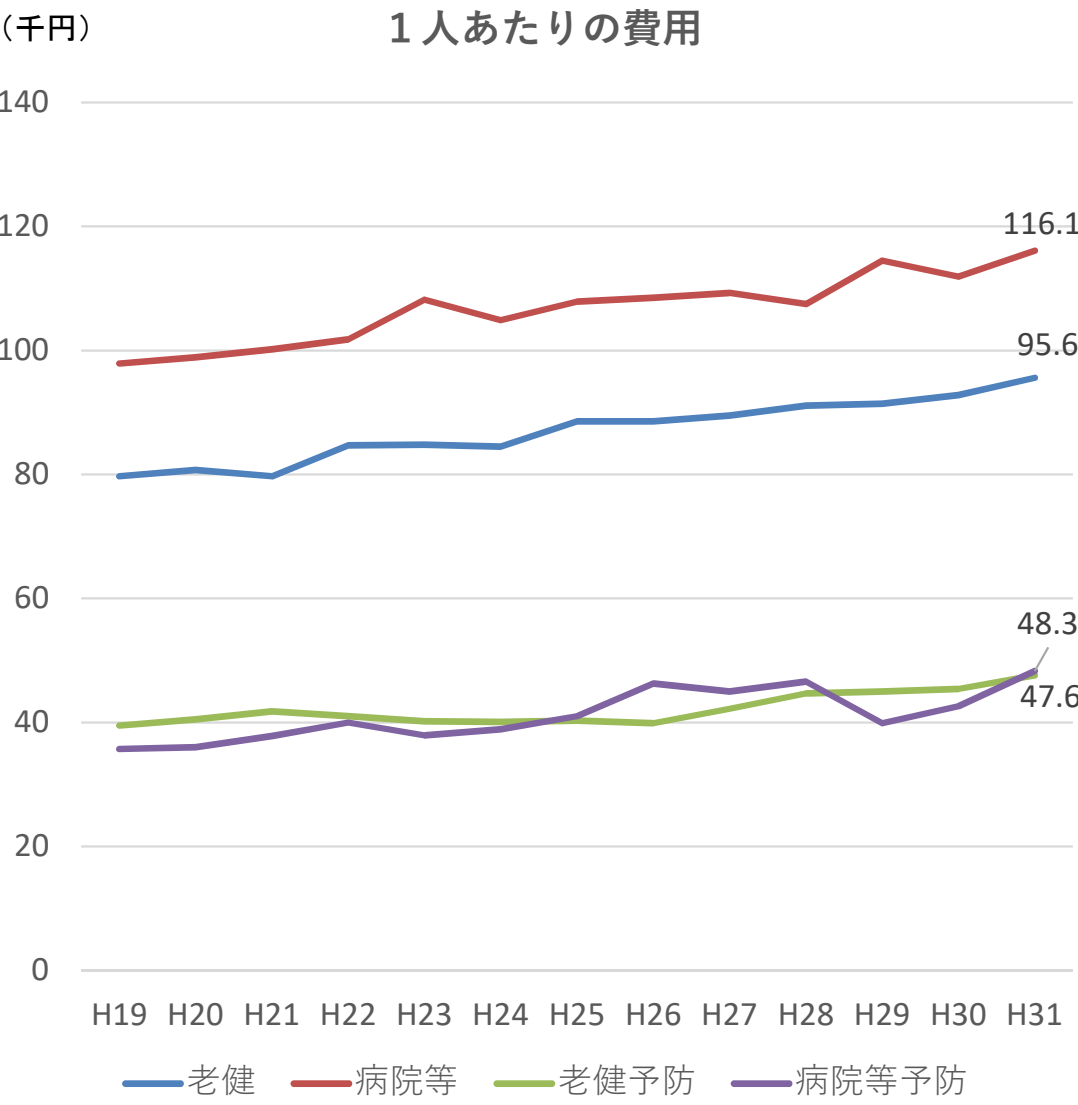
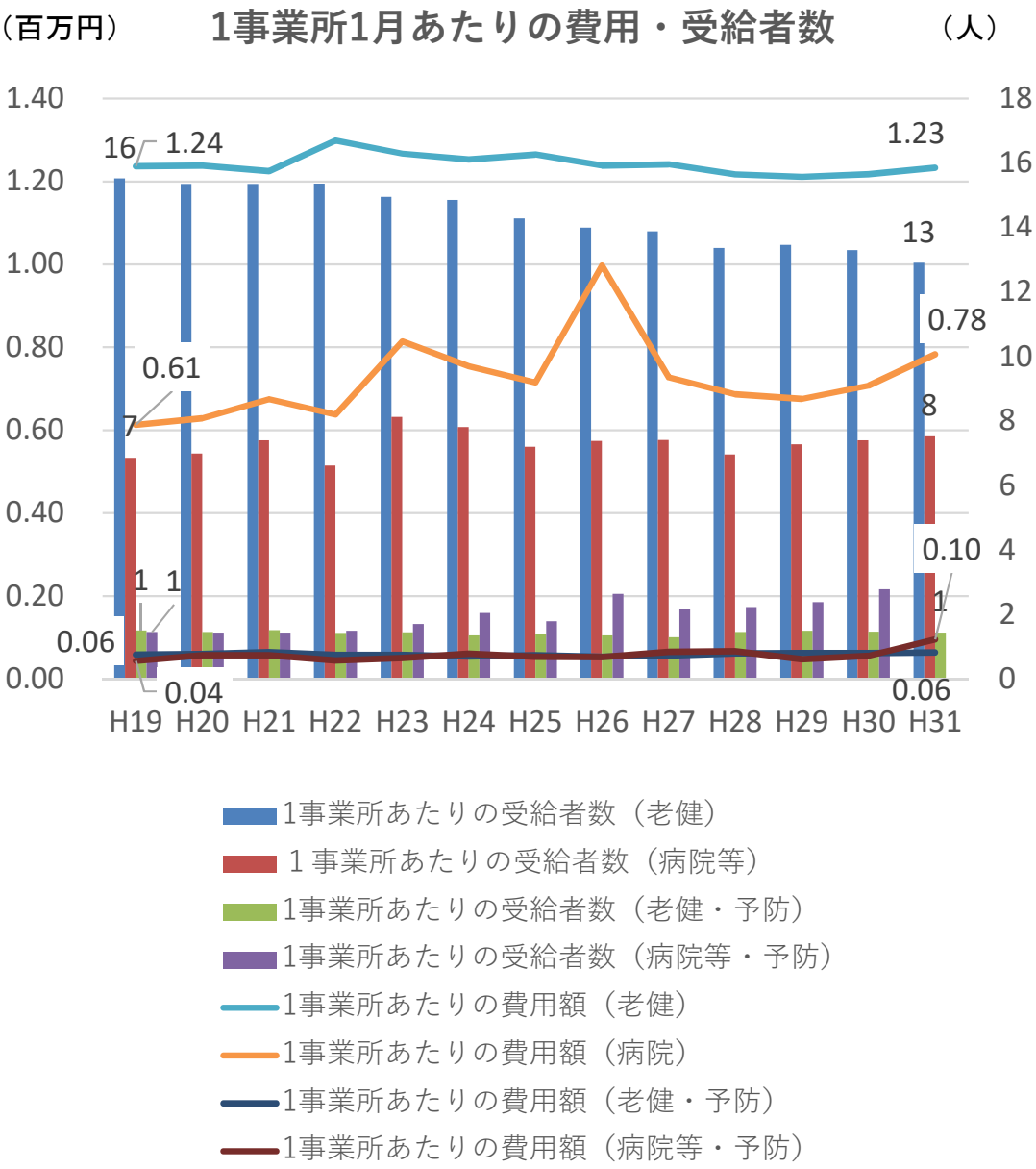
○ 平成31年3月末において、要介護3の割合が26.2%と最も高く、要介護4が24.1%で続く。

要介護度別費用額（1月あたり）
（単位：百万円）



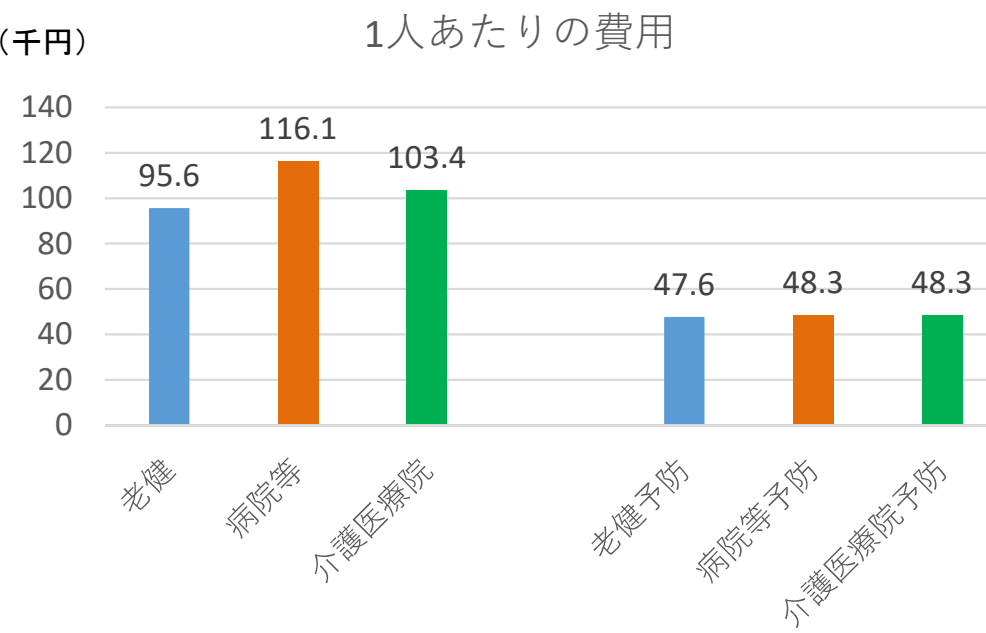
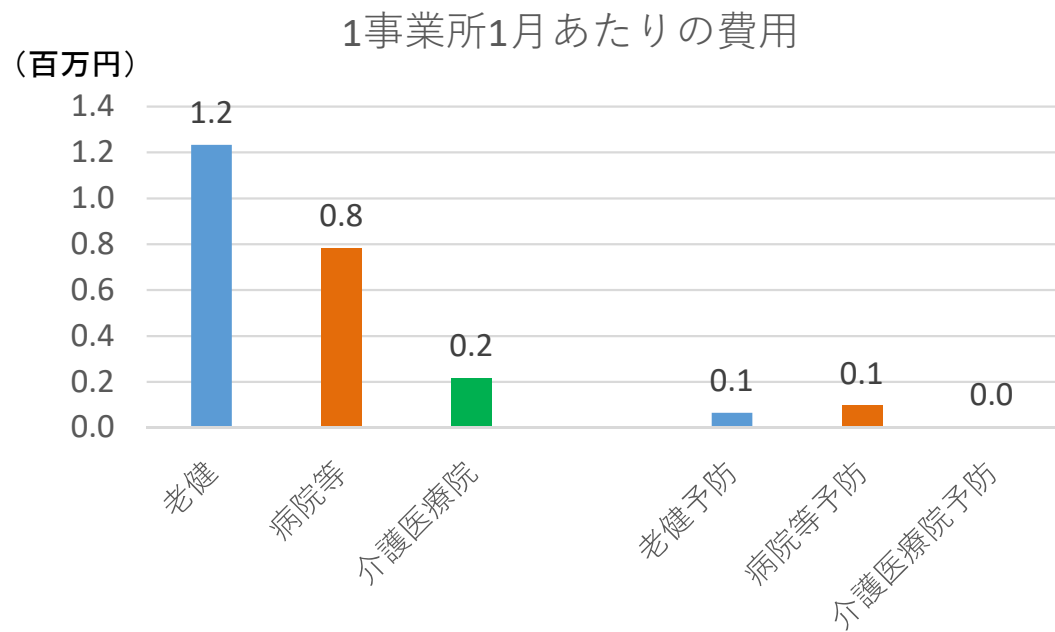
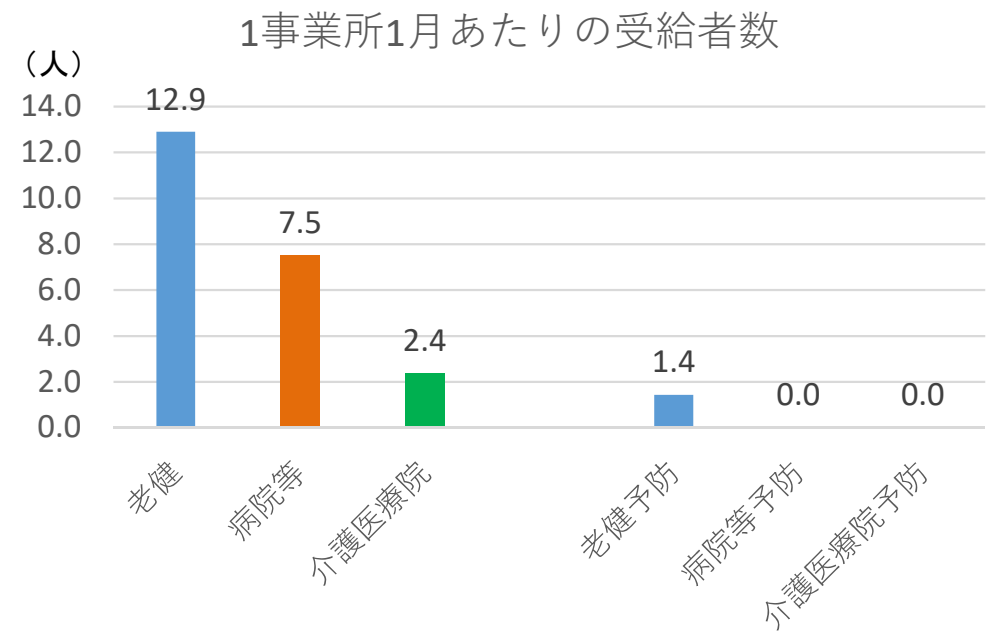
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計」平成31年4月審査（3月サービス提供）分
注1）四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

短期入所療養介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額①



出典: 厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)より算出

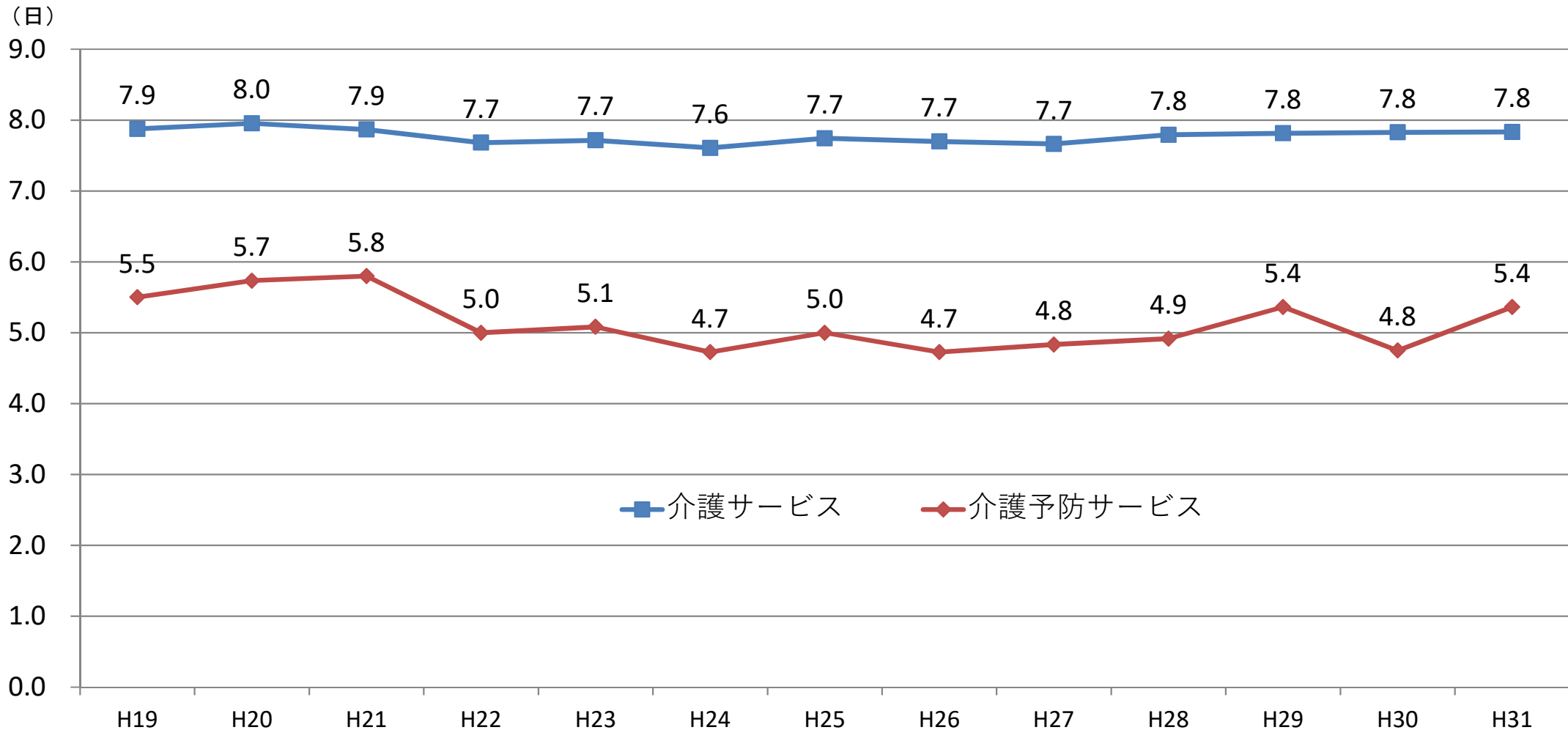
短期入所療養介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額②



出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計」(平成31年4月審査分)

短期入所療養介護受給者1人当たり利用日数の推移

○ 平成31年の1人当たり利用日数は、短期入所療養介護で7.8日、介護予防短期入所療養介護で5.4日であった。

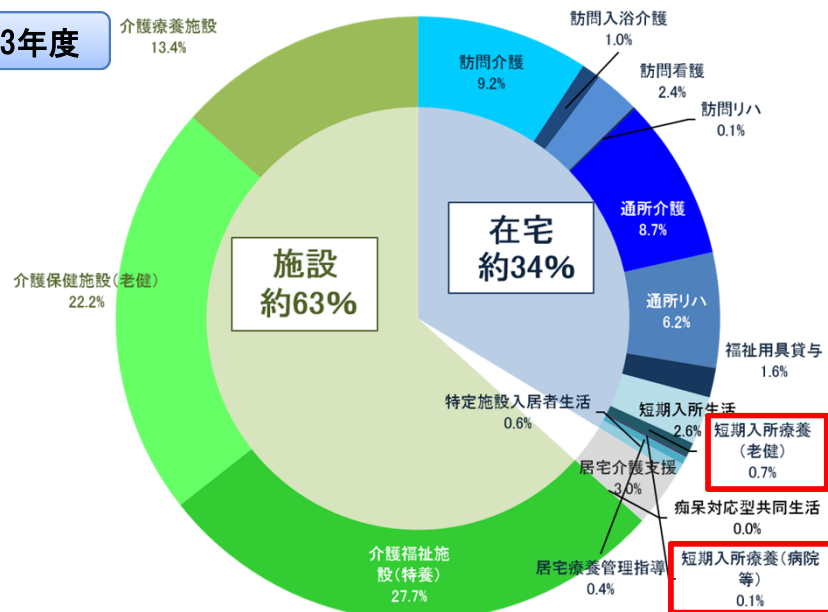


注1) 各年度の値は、介護給付費実態統計(旧:調査)月報から算出(算定日数/受給者数)した値。

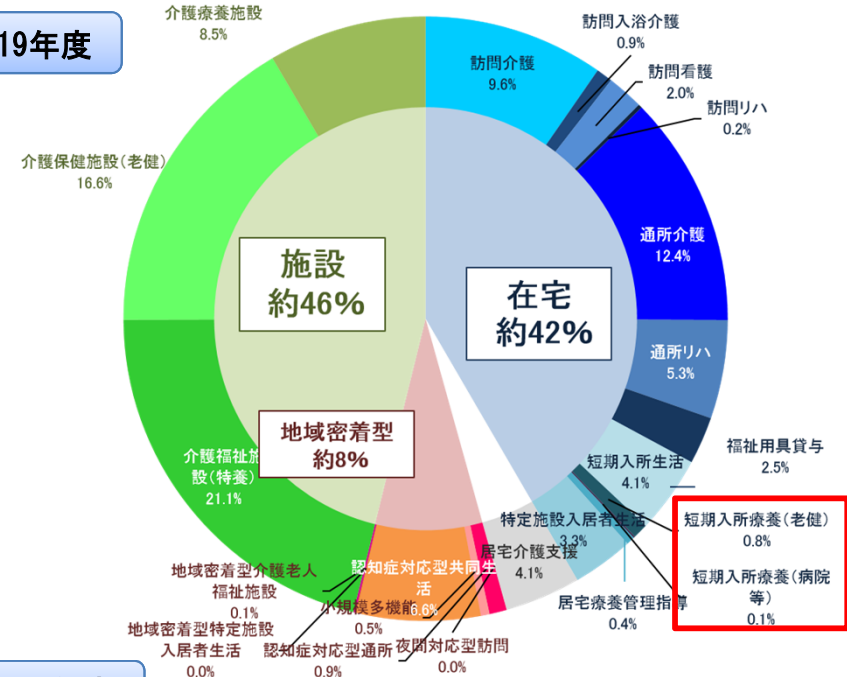
注2) 総数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者及び月の途中で要支援から要介護に変更となった者を含む。

サービス種類別介護費用額割合の推移

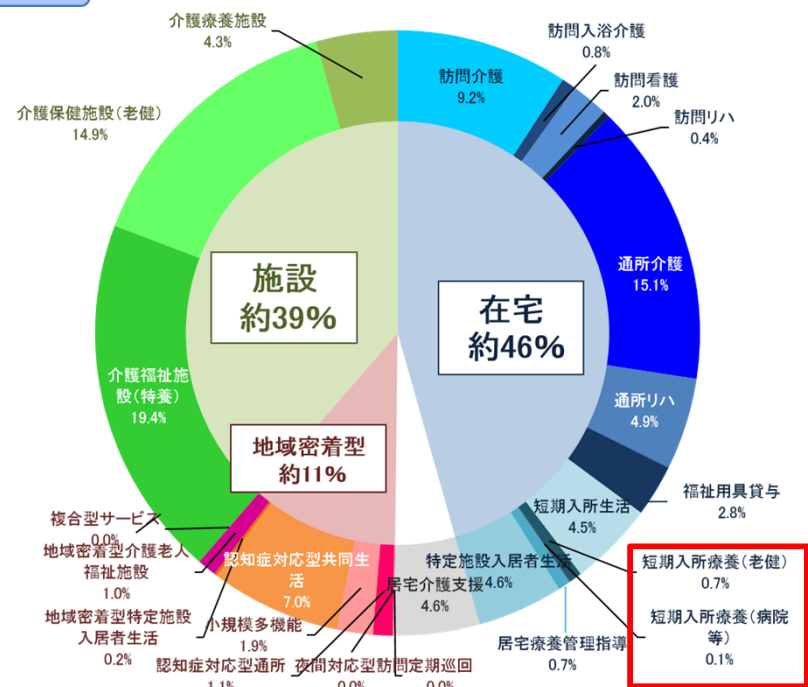
H13年度



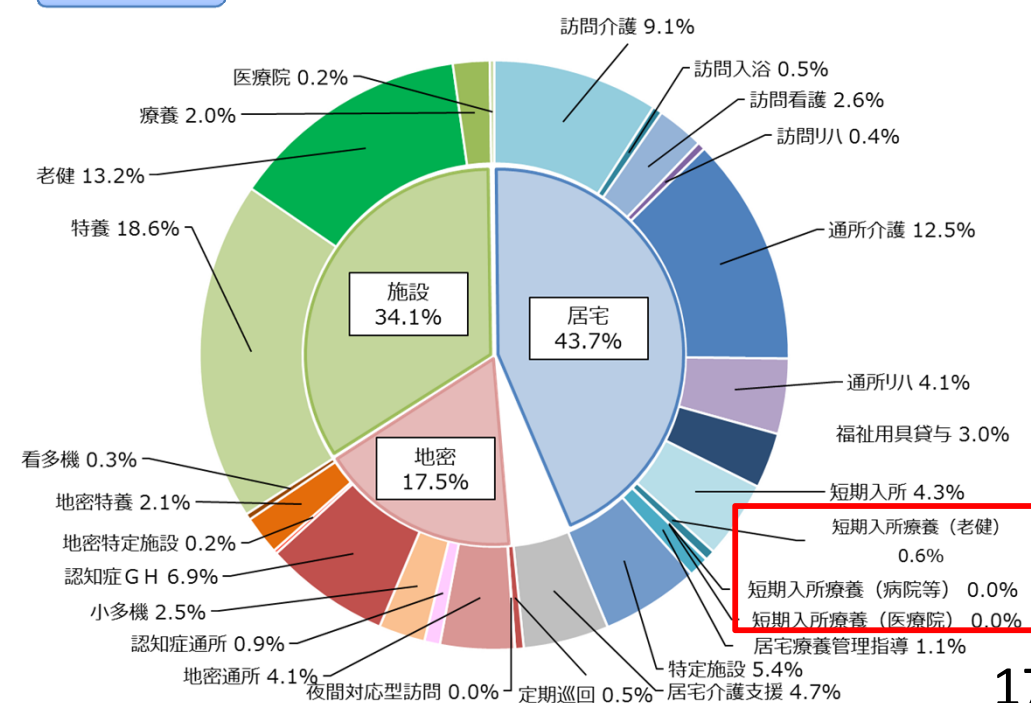
H19年度



H24年度



H30年度



[出典]介護給付費等実態統計(旧:調査)(平成13年度から平成30年度)より作成

総費用等における提供サービスの内訳(平成30年度) 金額

		費用額 (百万円)	利用者数 (千人)	事業所数
居宅	訪問介護	900,694	1,456.7	33,176
	訪問入浴介護	52,495	123.0	1,770
	訪問看護	257,052	701.0	11,795
	訪問リハビリテーション	42,823	153.6	4,614
	通所介護	1,243,519	1,604.5	23,881
	通所リハビリテーション	409,205	621.8	7,920
	福祉用具貸与	302,033	2,413.1	7,113
	短期入所生活介護	422,572	739.1	10,615
	短期入所療養介護	57,484	152.9	3,781
	居宅療養管理指導	111,247	1,053.5	39,123
	特定施設入居者生活介護	532,291	280.6	5,550
	計	4,331,418	3,930.2	149,338
居宅介護支援		465,401	3,581.1	39,685
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,295	36.8	946
	夜間対応型訪問介護	3,416	12.6	172
	地域密着型通所介護	402,188	596.8	19,452
	認知症対応型通所介護	85,213	82.7	3,439
	小規模多機能型居宅介護	252,000	143.2	5,648
	看護小規模多機能型居宅介護	33,730	18.1	627
	認知症対応型共同生活介護	682,789	257.4	13,904
	地域密着型特定施設入居者生活介護	19,718	10.4	350
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	211,289	75.7	2,344
	計	1,736,638	1,182.6	46,882
施設	介護老人福祉施設	1,847,256	690.7	8,057
	介護老人保健施設	1,306,490	566.2	4,285
	介護療養型医療施設	199,799	73.0	912
	介護医療院	23,724	12.4	145
	計	3,377,270	1,284.6	13,399
合計		9,910,728	5,179.2	244,054

※事業者数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「平成30年度介護給付費等実態統計」

(注1) 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

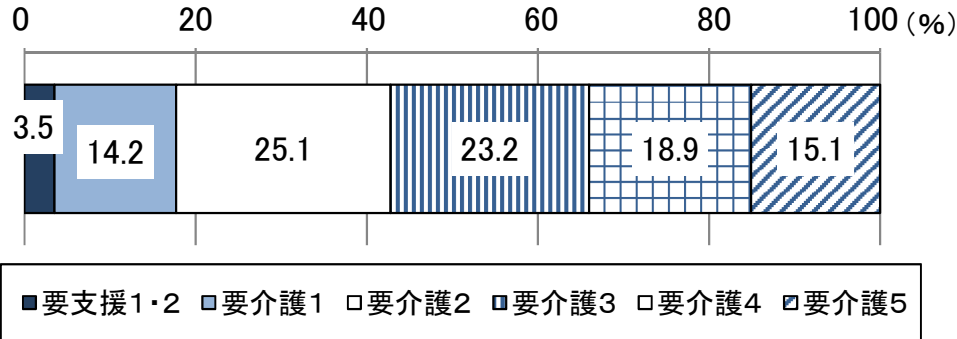
(注2) 介護費は、平成30年度(平成30年5月～平成31年4月審査分(平成30年4月～平成31年3月サービス提供分)、請求事業所数は、平成31年4月審査分である。

(注3) 利用者数は、平成30年4月から平成31年3月の1年間に於いて一度でも介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

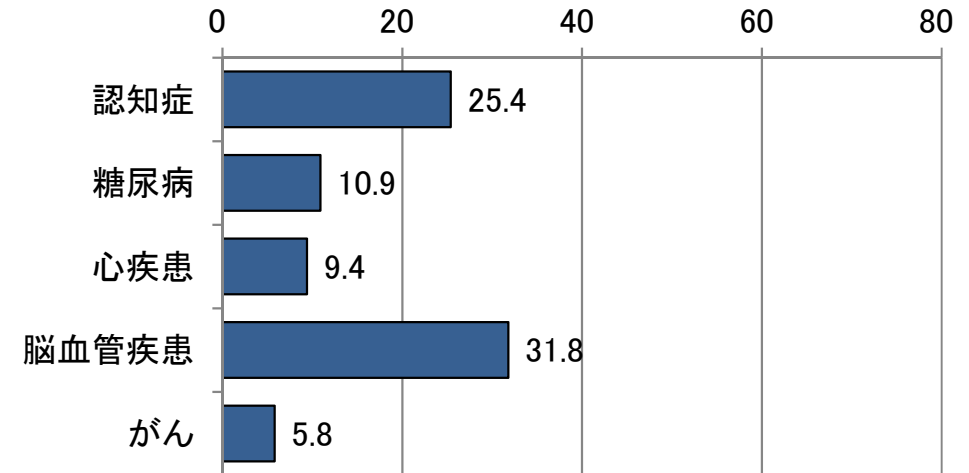
介護老人保健施設における短期入所療養介護の利用者について

○ 介護老人保健施設における短期入所療養介護利用者の傷病の割合は、脳血管疾患が最も多く31.8%であった。

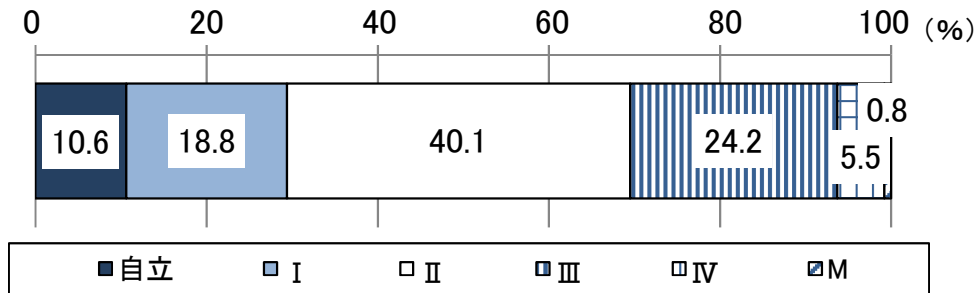
要介護度別の割合 (n=1,304)



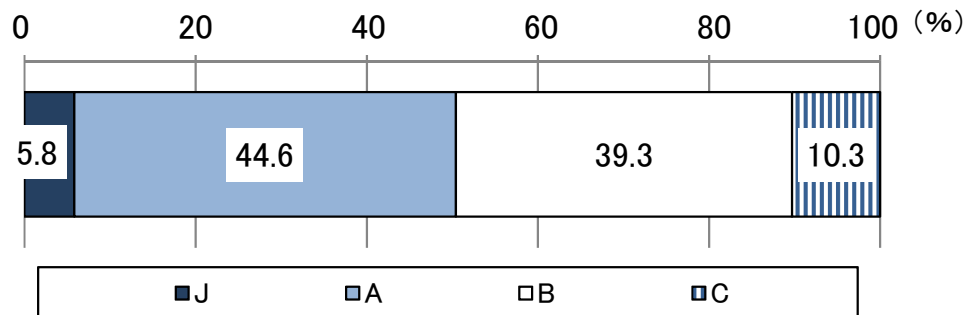
傷病の割合 (自由記述・複数回答) (n=1,160) (%)



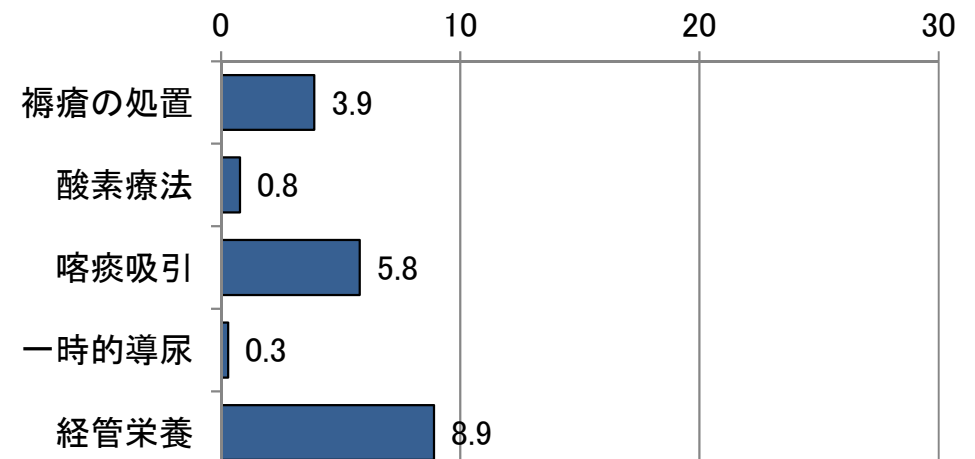
認知症高齢者の日常生活自立度の割合 (n=1,296)



障害高齢者日常生活自立度の割合 (n=1,281)



〈参考〉介護老人保健施設における医療処置の割合 (n=6,672) (%)

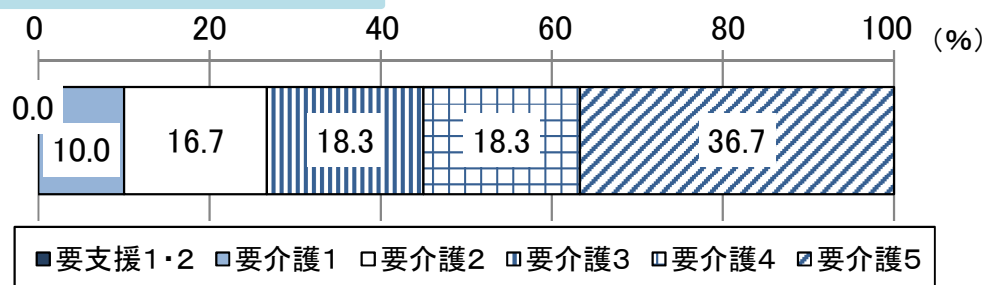


出典：平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成26年度調査）「介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業報告書」

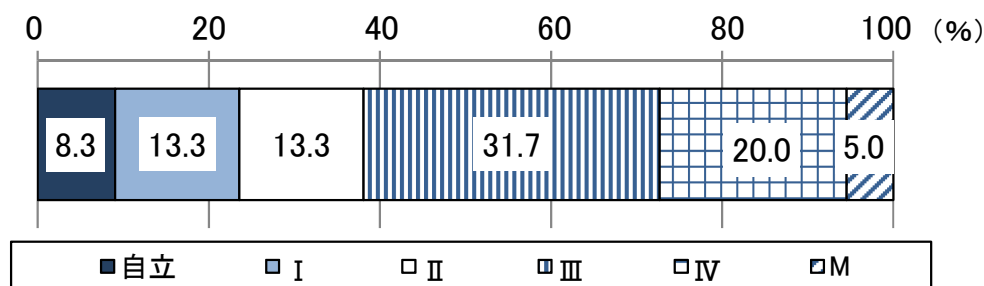
医療機関における短期入所療養介護の利用者について

○ 有床診療所における短期入所療養介護利用者の傷病の割合は、認知症が最も多く53.0%であった。

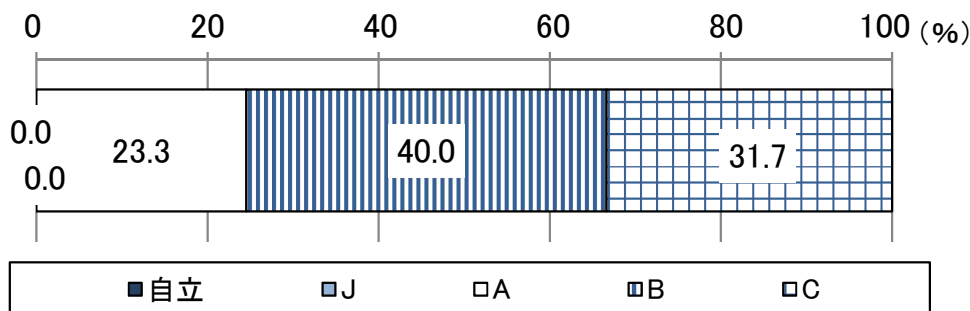
要介護度別の割合※1 (n=60)



認知症高齢者の日常生活自立度の割合※1 (n=60)

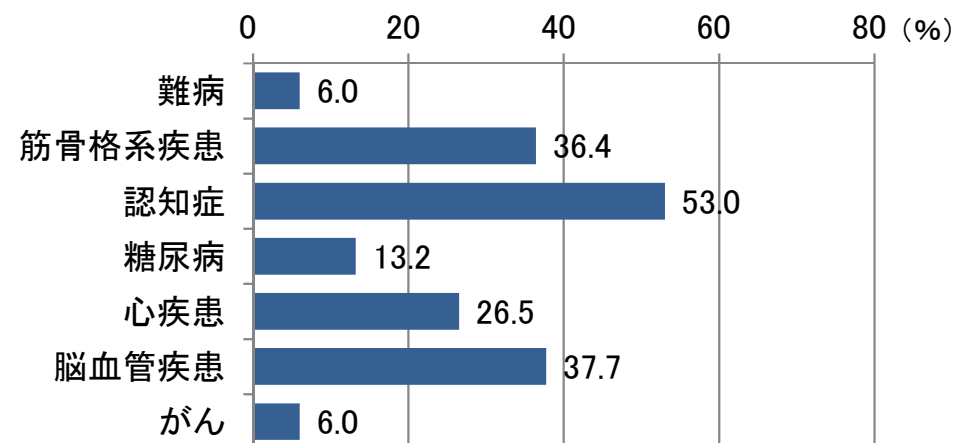


障害高齢者日常生活自立度の割合※1 (n=60)



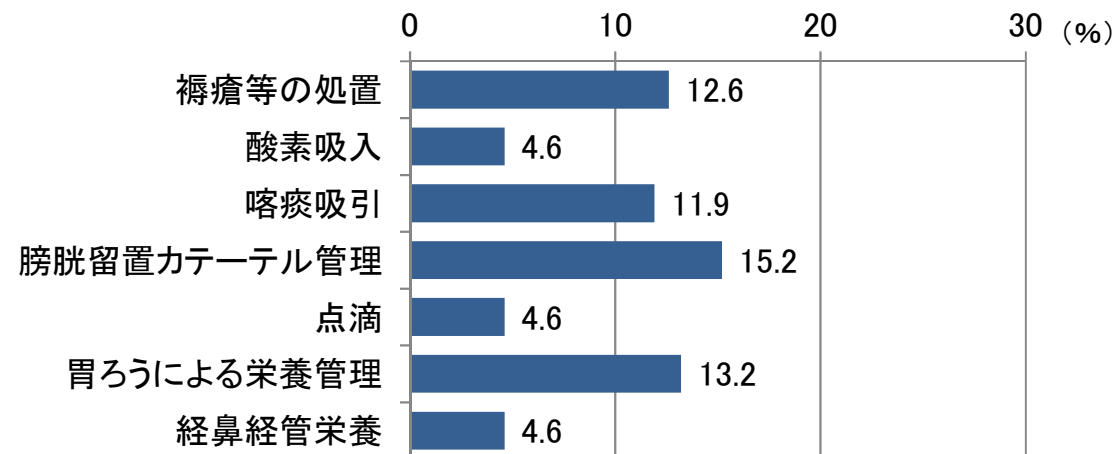
傷病の割合※2 (n=151)

(有床診療所が提供するもの)



医療処置の割合※2 (n=151)

(有床診療所が提供するもの)



出典

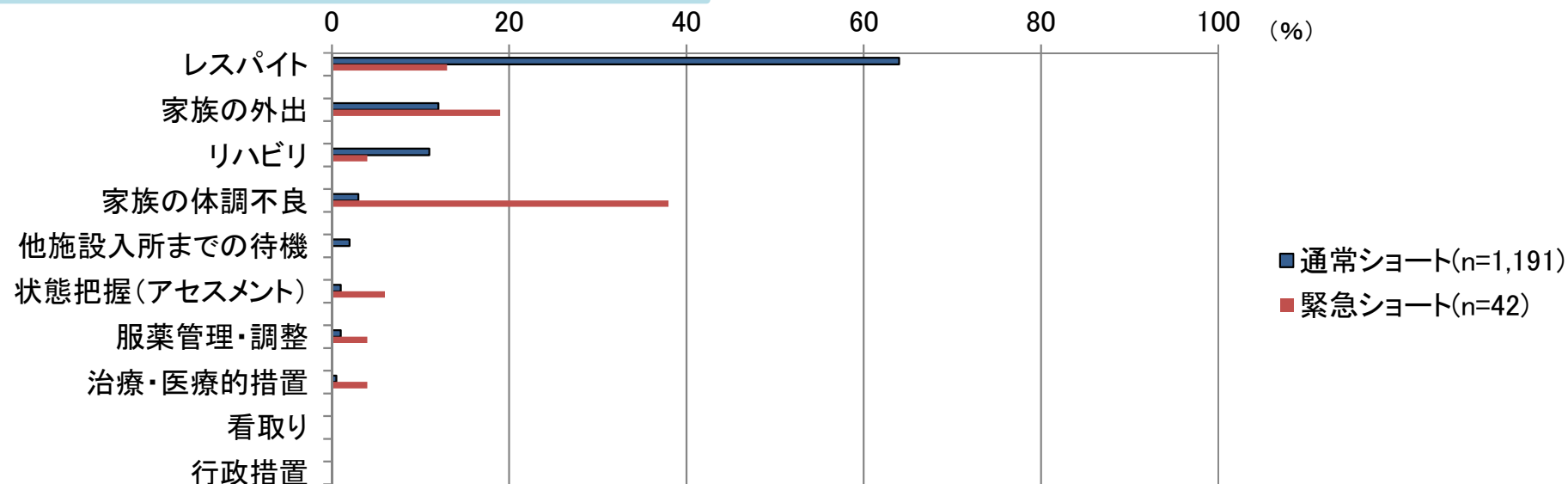
※1 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成27年度調査)「(3)リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業」

※2 平成27年度老人保健健康増進等事業「有床診療所における短期入所療養介護の活性化に向けた研究事業」

短期入所療養介護の利用目的について

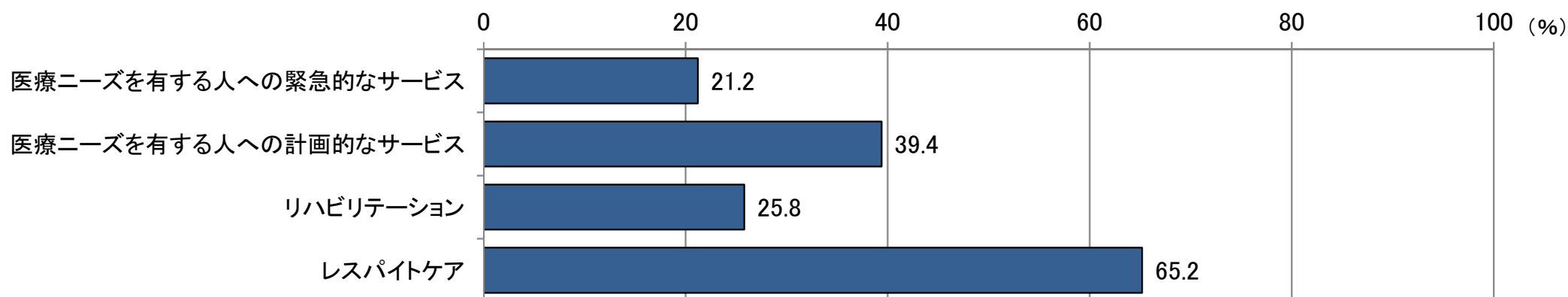
- 短期入所療養介護の利用目的は、介護老人保健施設及び有床診療所ともにレスパイトが最も多かった。
- 緊急ショートの利用目的は家族の体調不良が最も多かった。

介護老人保健施設での短期入所療養介護の利用目的



緊急ショート: 居宅サービス計画に位置づけられているか否かを問わず、行政からの「措置」や、介護者の体調不良や入院等のやむを得ない理由により、急遽利用開始となったショートステイ
出典: 平成28年度老人保健健康増進等事業「介護老人保健施設における在宅療養支援のあり方に関する調査研究事業」

有床診療所での短期入所療養介護の利用目的(複数回答)(n=66)



出典: 平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムにおける有床診療所のあり方に関する調査研究事業」

短期入所療養介護 (平成30年度介護報酬改定)

改定事項

①認知症専門ケア加算の創設

②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

⑥療養食加算の見直し

⑦介護職員処遇改善加算の見直し

⑧居室とケア

短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護 (平成30年度介護報酬改定)

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
 - ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
 - イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
 - ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

単位数

- 基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

	(現行)	
	在宅強化型	従来型
要介護1	867	823
要介護2	941	871
要介護3	1,003	932
要介護4	1,059	983
要介護5	1,114	1,036



(改定後)		
在宅強化型	基本型	その他（新設）
873	826	811
947	874	858
1,009	935	917
1,065	986	967
1,120	1,039	1,019

算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護 (平成30年度介護報酬改定)

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。
 - ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】
 - イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

基準

- 診療所（療養病床を有するものを除く。）においては、以下の要件を満たすこと。

<現行> - イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること - ロ 食堂及び浴室を有すること - ハ 機能訓練を行うための場所を有すること	<改定後> - イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること - ロ 浴室を有すること - ハ 機能訓練を行うための場所を有すること
---	--

単位数

<現行> なし	→	<改定後> 食堂を有しない場合の減算 25単位/日（新設）
------------	---	----------------------------------

算定要件等

- 食堂を有していないこと。

短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護 (平成30年度介護報酬改定)

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○ 基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

	(新設)					
	Ⅰ型療養床			Ⅱ型療養床		
	Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) (療養機能強化型A相当) (看護6:1 介護4:1)	Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護4:1)	Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅲ) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護5:1)	Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) (転換老健相当) (看護6:1 介護4:1)	Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) (転換老健相当) (看護6:1 介護5:1)	Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅲ) (転換老健相当) (看護6:1 介護6:1)
要介護1	853	841	825	808	792	781
要介護2	961	948	932	902	886	875
要介護3	1,194	1,177	1,161	1,106	1,090	1,079
要介護4	1,293	1,274	1,258	1,193	1,177	1,166
要介護5	1,382	1,362	1,346	1,271	1,255	1,244

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

算定要件等

○ 施設サービス（介護医療院サービス費）の算定要件等に準ずる。

短期入所療養介護の実施状況等

○ 請求事業所割合は、介護老人保健施設が最も高く、次いで介護医療院であった。

	平成29年4月			平成30年4月		
	施設数 [A]	短期入所療養介護 の請求事業所数 [B]	B／A	施設数 [A]	短期入所療養介護 の請求事業所数 [B]	B／A
介護老人保健施設	4,243	3,456	81.5%	4,289	3,444	80.3%
療養病床を有する 病院	3,808	209	5.5%	3,774	171	4.5%
有床診療所	7,426	121	1.6%	7,095	113	1.6%
〔再掲〕療養病床 を有する診療所	941		(12.9%)	869		(13.0%)
	平成31年4月			令和2年1月		
	施設数 [A]	短期入所療養介護 の請求事業所数 [B]	B／A	施設数 [A]	短期入所療養介護 の請求事業所数 [B]	B／A
介護老人保健施設	4,285	3,527	82.3%	4,275	3,585	83.9%
療養病床を有する 病院	3,688	121	3.3%	3,649	106	2.9%
有床診療所	6,730	105	1.6%	6,552	101	1.5%
〔再掲〕療養病床 を有する診療所	801		(13.1%)	755		(13.4%)
介護医療院	145	42	29.0%	297	84	28.3%

※療養病床を有する診療所に係るB/Aの値は、短期入所療養介護の請求事業所が全て療養病床を有する診療所と仮定し推計したもの。

〔出典〕

●施設数

介護老人保健施設・介護医療院：厚生労働省「介護給付費実態統計(旧：調査)」各月審査分(月遅れ請求分及び区分不詳を含む) 介護保健施設サービス請求事業所数

介護老人保健施設・介護医療院以外：厚生労働省「医療施設動態調査」各月末概数

●短期入所療養介護の請求事業所数：厚生労働省「介護給付費実態統計(旧：調査)」各月審査分(月遅れ請求分及び区分不詳を含む)(介護予防サービスは含まない)

緊急時短期利用の比較

○ 短期入所生活介護や（看護）小規模多機能型居宅介護では原則 7 日をやむを得ない事情がある場合には例外的に 14 日まで受け入れることができるが、短期入所療養介護においては例外規定がなく、一律 7 日以内となっている。

	短期入所生活介護 (定員を超える場合)	(看護)小規模多機能型居宅介護	短期入所療養介護
要件	・ 利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。 ・ 居宅サービス計画に位置づけられていないこと。 ・ 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。	・ 利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。 ・ 人員基準違反でないこと。 ・ 登録者に対するサービス提供に支障がないこと。 ・ 登録者の数が登録定員未満であること。 ・ サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。	・ 利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。 ・ 居宅サービス計画に位置づけられていないこと。
日数	7 日以内 (利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)	7 日以内 (利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)	<u>7 日以内</u>

短期入所療養介護

<現状と課題>

(概況)

- 短期入所療養介護は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。
- 短期入所療養介護を行うことのできる施設は介護老人保健施設、療養病床を有する病院若しくは診療所、診療所（療養病床を有するものを除く。）及び介護医療院であり、必要な人員・設備等は、原則としてそれぞれの施設として満たすべき基準による。
- 請求事業所数について、介護老人保健施設は年々増加傾向、病院及び診療所は減少傾向。
- 介護医療院における請求事業所割合は28.3%（令和2年1月審査分）であり、療養病床を有する病院（2.9%）、診療所（1.5%）、療養病床を有する診療所（13.4%（推計値））より高い。

(平成30年度介護報酬改定)

- 前回の平成30年度介護報酬改定では、主に以下を実施。
 - ① 介護老人保健施設が提供するものについて、報酬体系を見直し
 - ② 療養病床を有する病院又は診療所について、みなし指定とする
 - ③ 介護医療院においても提供可能とする

短期入所療養介護

(これまでの指摘等)

■ これまでに以下の指摘等がある。

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図り、在宅の限界点を高めていくことが必要である。（看護）小規模多機能などのサービスの整備を進めるとともに、既存の施設等による在宅支援を強化していくことが必要である。（介護保険部会）

<論点>

■ 短期入所療養介護について、介護施設の整備を進めるとともに、在宅サービスの充実を図る観点から、どのような方策が考えられるか。